

平成26年全国消費実態調査 耐久財等調査票の記入のしかた

お願い

調査票の記入内容は、統計をつくるためだけに使うもので、その他の目的に使われることはありません。

※「統計法」により、調査員をはじめ調査関係者が調査により知り得た事項を他に漏らすこと、調査票を徴税など統計をつくる目的以外に使用することは固く禁じられています。

記入いただいた内容についての秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入していただくようお願いいたします。記入が終わりましたら、もう一度内容を確認し、10月分の『家計簿A』と一緒に調査員にお渡しください。

記入にあたっての留意点

- 数字で記入する欄は、「数字の記入例」のように、枠内に1文字ずつ、右詰で記入してください。
- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- 所有していない品目は空欄のままとしてください。

数字の記入例

縦線1本、すきまを開ける、上につまぬける、角をつける、閉じる

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

はねない

枠からはみ出したり、小さすぎたりしないように注意し、はっきりと記入してください。

0の記入例

調査の内容、調査票の記入のしかたなどについて分からない点がございましたら、調査員が訪問した際にご質問いただくか、下記のコールセンターにご連絡ください。おかけ間違いのないようご注意ください。

総務省統計局
全国消費実態調査コールセンター

- * 固定電話からおかけになった場合は、全国一律市内通話料金でご利用になれます。
- * 携帯電話・PHS・一部のIP電話などからは、おかけください。（この場合、通常の通話料金がかかります。）

設置期間：平成26年12月15日まで
受付時間：午前8時～午後10時
（土・日・祝日もご利用になれます。）

I 家具・電気製品等

品目ごとに所有総数及び取得時期別所有数を記入してください。

品名	取得時期別所有数			品名	取得時期別所有数		
	所有総数	過去1年以内	過去1～5年以内		過去5年を超える時期	所有総数	過去1年以内
(1) ルームエアコン	2	1	1	(16) 洗濯機	1	1	0
(2) 空気清浄機	1	1	0	(17) 電気掃除機	1	1	0
(3) LED照明器具（電球・蛍光灯を除く）	2	2	0	(18) パソコン（デスクトップ型）	1	1	0
(4) テレビ	1	1	0	(19) パソコン（ノート型（モバイル・ネットブックを含む））	1	1	0
(5) ビデオレコーダー（DVD・ブルーレイを含む）	1	1	0	(20) タブレット端末	1	1	0
(6) ホームシアター（プロジェクター・スクリーン・スピーカーのセット）	2	2	0	(21) スマートフォン	3	2	1
(7) ピアノ・電子ピアノ	1	1	0	(22) 携帯電話（PHSを含み、スマートフォンを除く）	1	1	0
(8) サイドボード・リビングボード	2	1	1	(23) ビデオカメラ	1	1	0
(9) 食器戸棚（作り付けを除く）	2	1	1	(24) カメラ	1	1	0
(10) 食堂セット（食卓と椅子のセット）	1	1	0	(25) 書斎・学習用机（ライティングデスクを含む）	4	3	1
(11) 冷蔵庫	1	1	0	(26) たんす（作り付けを除く）	1	1	0
(12) 電子レンジ（電子オープンレンジを含む）	1	1	0	(27) ベッド・ソファベッド（作り付けを除く）	4	3	1
(13) 自動炊飯器（遠赤釜・IH型）	1	1	0	(28) 鏡台（ドレッサー）	1	1	0
(14) ホームベーカリー	1	1	0	(29) カーナビゲーションシステム	1	1	0
(15) 食器洗い機	1	1	0	(30) 電動アシスト自転車	1	1	0

- 品目ごとに、その所有総数を記入し、更に取得時期別の所有数を記入してください。この例は、ルームエアコンを2台所有していて、1台は6年前、もう1台は半年前に購入した場合です。
- 品目についての説明は、裏面を参照してください。

取得時期別所有数

- 取得時期については、下の表をもとに記入してください。

取得時期	記入方法
過去1年以内	平成25年11月～平成26年10月
過去1～5年以内	平成21年11月～平成25年10月
過去5年を超える時期	平成21年10月以前

- 中古で購入したものは、購入したときを取得時期としてください。
- よそからもらった場合は、もらったときを取得時期としてください。
- 自分で作成したものは、完成したときを取得時期としてください。

- 会社等から事業用に配布されたものなどは含めません。

- 単品の数を記入するのではなく、セット数を記入してください。

耐久消費財に含めるもの

- 中古で購入したもの及び他人からもらったもの
- 現品は手元にないが、購入契約済みのもの
- 他人に貸しているもの又は預けているもの

耐久消費財に含めないもの

- 事業用のもの、家計用と事業用の共用で主として事業用のもの
- 他人から借りているもの又は預かっているもの（例えば、エアコン付きの賃貸住宅の場合、そのエアコンは記入しません。）
- 故障・破損などのため、使用できないもの
- 使い古しで今後使用する見込みがないもの
- 遊学中の子、単身赴任中の家族などが長期間持ち出しているもの

- 所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、該当する欄に1台ずつ記入してください。

- この例は、平成21年に初めて登録された国産車を、中古車として平成25年に購入した場合の例です。

- 自動車検査証（車検証）を見て記入してください。
- 外国で製造された車であっても、日本メーカーの車は国産車に記入してください。
- 取得時期及び初度登録年は、該当する元号又は西暦を選択した上で、年を記入してください。
- 昭和64年及び平成元年は平成1年と記入してください。

- 250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車において、初度登録年が分からない場合は、取得時期を記入してください。

- III、IV欄については、千円の位を四捨五入して1万円単位で記入してください。
- 税込み価格を記入してください。

- I、II欄で記入した品目以外で所有している耐久消費財がある場合は、品名を具体的に記入してください。
- 宝石・貴金属、書画などの美術品や骨董品、毛皮などの高級衣料品は記入しないでください。
- 世帯票で調査した設備は記入しないでください。（裏面参照）
- 同一品目を複数所有している場合は、総購入価格を記入してください。

- ゴルフ会員権、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のものを記入してください。

- 複数所有している場合は、所有総数、総購入価格を記入してください。

調査員が受け取りに伺います。

11月 日 () 午前 時 分 ごろ
午後

耐久財等調査票を上記の日時に受け取りに伺いますので、それまでに記入しておいてください。
上記の日時で都合の悪い場合は、お手数ですが下記までご連絡をお願いします。

(連絡先)

()

* プラグインハイブリッド車（PHV）は、「ハイブリッド車」に含まれます。

II 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車
所有している自動車、自動二輪車及び原動機付自転車について、国産・輸入の別、取得時期、初度登録年、種類を記入してください。
○ 外国で製造された車であっても、日本メーカーの車は国産車に記入してください。

国産・輸入の別	取得時期	初度登録年(年式)	種別	
			ハイブリッド・電気自動車	ガソリン・ディーゼル車
国産車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
輸入車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
自動車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
輸入車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
自動車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
輸入車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
自動車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
輸入車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
原動機付自転車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0
輸入車	昭和 平成 西暦	昭和 平成 西暦	0	0

- 取得時期と初度登録年は、右詰めで記入してください。
- 昭和64年・平成元年は、平成1年と記入してください。
- 記入欄の数を超過して自動車などを所有している場合は、必要とする枚数の耐久財等調査票を調査員から受け取って記入してください。

III その他の耐久消費財
I及びIIで記入した品目以外に所有している耐久消費財（一つ当たりの購入価格が10万円以上のもの）がある場合は、品名、所有総数、取得時期別所有数及び購入価格を記入してください。
○ 品名の記入に当たっては、『耐久財等調査票の記入のしかた』を参考にしてください。

品名	所有総数	取得時期別所有数			購入価格
		過去1年以内	過去1～5年以内	過去5年を超える時期	
トランペット	1	1	0	0	15万円
ホームエレベーター	1	1	0	0	200万円
スキーセット	2	1	1	0	27万円

- 記入欄の数を超過して耐久消費財を所有している場合は、必要とする枚数の耐久財等調査票を調査員から受け取って記入してください。

IV 会員権

品名	所有総数	購入価格
ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のものを所有している場合は、所有数及び購入価格を記入してください。	2	1260万円

「I 家具・電気製品等」の主な品目の定義等について

品名	定義、◎具体例、○含めるもの	×含めないもの
(2) 空気清浄機	空気中の花粉やハウスダスト等を取り除くものをいいます ○脱臭、加湿等の機能が付いているものを含めます	×空気清浄機能付きのルームエアコン ×加湿器 ×除湿器
(3) LED照明器具 (電球・蛍光灯を除く)	LED(発光ダイオード)を用いた照明器具のことをいいます ◎シーリングライト	×従来の白熱電球、蛍光灯用の照明器具にLED電球・LED蛍光灯を取り付けたもの
(5) ビデオレコーダー (DVD・ブルーレイを含む)	主としてテレビ放送をDVD、ブルーレイ、HDD、VHSなどに、録画・再生する機器のことをいいます	×再生機能のみのもの ×録画機能があるパソコン、スマートフォン、携帯電話
(6) ホームシアター (プロジェクター、スクリーン、スピーカーのセット)	プロジェクター、スクリーン及びスピーカーがそろっていて、家庭で映画などを鑑賞するための映像・音響機器のことをいいます	×壁等をスクリーンとして代用しているもの ×ステレオと一体化しているスピーカーを用いているもの ×プロジェクター機能がある携帯電話
(7) ピアノ・電子ピアノ	◎グランドピアノ ◎電気ピアノ ◎アップライトピアノ ◎ハイブリッドピアノ ◎アコースティックピアノ	×オルガン ×エレクトーン ×アコーディオン ×キーボード ×シンセサイザー
(8) サイドボード・リビングボード	テレビやステレオセットなどを収納するため、居間(リビング)、客間などに置く棚のことをいいます	×アルミラック
(9) 食器戸棚 (作り付けを除く)	◎茶だんす ◎和茶棚 ◎ダイニングボード	×アルミラック
(10) 食堂セット (食卓と椅子のセット)	テーブルと椅子がセットになっているものをいいます	×折りたたみテーブル、テラステーブル、アウトドアテーブル
(11) 冷蔵庫	冷蔵室と冷凍室を備えているものをいいます	×冷蔵室又は冷凍室のみのもの ×ワインセラー
(13) 自動炊飯器 (遠赤釜・IH型)	遠赤釜とIH型のものに限り、遠赤釜とは、遠赤外線によって米を炊き上げる炊飯器のことをいいます IH型とは、磁力線によって内釜そのものが発熱する炊飯器のことをいいます	×遠赤釜やIH型以外の炊飯器 ×ガス炊飯器
(14) ホームベーカリー	小麦粉や米などを材料としてパンを焼く機器のことをいいます	×電子レンジ ×電子オーブン ×ガスオーブン ×炊飯器
(17) 電気掃除機	○充電式のコードレス掃除機を含めます ○自走式掃除ロボットを含めます	×ハンディクリーナー ×乾電池式の掃除機
(18) パソコン (デスクトップ型)	○タッチディスプレイ式デスクトップパソコンを含めます	×家庭用ゲーム機
(19) パソコン (ノート型(モバイル・ネットブックを含む))	折りたたんで持ち運ぶことができるパソコンのことをいいます ○タッチディスプレイ式ノートパソコンを含めます ○ノート型パソコンとタブレット端末の両方の機能があるもので、キーボードが取り外せないものを含めます	×手のひらサイズのパームトップ型、PDA(携帯情報端末) ×家庭用ゲーム機
(20) タブレット端末	タッチディスプレイ式の携帯情報端末のことをいいます ○ノート型パソコンとタブレット端末の両方の機能があるもので、キーボードが取り外せるものを含めます	×基本機能として通話機能を備えているものは、(21)スマートフォンに含めます ×アプリケーション等の利用ができない電子書籍専用端末

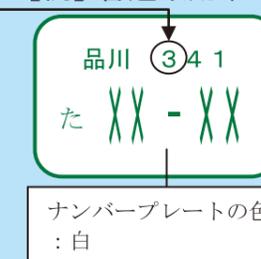
品名	定義、◎具体例、○含めるもの	×含めないもの
(21) スマートフォン	基本機能として通話機能が備わっていて、インターネットの利用がパソコンと同様に行える携帯電話のことをいいます ○キーボード付きのものを含めます	×SkypeやLINEなどのアプリケーションによる通話機能しかないもの
(22) 携帯電話 (PHSを含み、スマートフォンを除く)	タッチディスプレイ式の携帯電話以外のボタンを押すことにより操作する携帯電話のことをいいます ○PHSを含めます	×スマートフォン
(23) ビデオカメラ	主として動画をDVD、ブルーレイ、HDD、VHSなどに撮影するための機器のことをいいます	×ビデオ機能があるデジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話
(24) カメラ	主として静止画を撮影するための機器のことをいいます フィルム式カメラ又はデジタルカメラのことをいいます ◎一眼レフ ◎コンパクトカメラ ◎デジタルスチルカメラ	×使い捨てカメラ ×ポラロイドカメラ ×カメラ機能があるスマートフォン、携帯電話、家庭用ゲーム機
(27) ベッド・ソファベッド (作り付けを除く)	※2段ベッドは1つとして数えます	×ベビーベッド ×マットレス
(28) 鏡台 (ドレッサー)	鏡が固定された天板及び引き出し等の収納部を有するものをいいます	×姫鏡台などの小型のもの ×収納部分がない姿見
(29) カーナビゲーションシステム	あらかじめ入力された経路情報とGPS衛星などを利用して、自動車の現在位置と進行方向を画面上の地図に表示する装置のことをいいます ○ポータブルテレビ付カーナビゲーションシステムを含めます	×GPSシステム機能があるパソコン、スマートフォン、携帯電話
(30) 電動アシスト自転車	電動機(モーター)により、人力を補助する自転車のことをいいます	×原動機付自転車及び自動二輪車 ×人力で動かす通常の自転車 ×人力を必要としない電動自転車

「II 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車」について

- ◆ガソリン・ディーゼル車の種類については、下の表をもとに記入してください。
- ◆ナンバープレートの色が黄又は白の自動車で、主に事業用に使用している場合は含めません。

ガソリン・ディーゼル車の種類	ナンバープレートの色	分類番号の左から一桁目の数字(右例参照)
軽自動車	黄	—
軽自動車以外	小型乗用車	5又は7
	普通乗用車	3
	乗用車以外	上記にあてはまらないもの

【例】普通乗用車



【例】軽自動車



「III その他の耐久消費財」について

- ◆世帯票に記入した設備は記入しないでください。
- 世帯票に記入した設備: システムキッチン、IHクッキングヒーター、洗髪洗面化粧台、温水洗浄便座、床暖房、太陽熱温水器、太陽光発電システム、高効率給湯器、家庭用コージェネレーションシステム、家庭用エネルギー管理システム